

議案第百十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部

改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十八年十二月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十八年拾月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を

改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年三朝町条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「公務災害補償」を「公務災害補償等」に改める。

第一条中「以下同じ。」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（通勤）

第二条の二 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当

該逸脱又は中断及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第三条第二項中「公務に基づく」を「公務又は通勤により生じた」に、「公務上のもの」を「公務又は通勤により生じたもの」に改め、同条第三項中「公務上のもの」を「公務又は通勤により生じたもの」に、「公務災害補償認定委員会」を「公務災害補償等認定委員会」に改める。

第七条中「又は疾病」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病」に改める。

第八条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第九条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第十条第一項中「公務上の負傷、」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による

負傷若しくは」に改め、同条第二項中「公務上の負傷」の下に「、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷」を加える。

第十一条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

第十条第三項を次のように改める。

3 遺族補償年金の額は、補償基礎額に三百六十五を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

- 一 一人 百分の三十（五十五歳以上の妻又は第一号第四号に規定する廃疾にある妻である場合には百分の四十、これらの妻以外の妻で五十歳以上五十五歳未満のものでは百分の三十五）

二 二人 百分の四十五

三 三人 百分の五十

四 四人 百分の五十五

五 五人以上 百分の六十

第十五条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加え、「補償基礎額の六十倍に相当する金額」を「通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額」に改める。

第十七条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第十八条第一項中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「公務災害補償審査会」を「公務災害補償等審査会」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第二十二条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で、規則で定める金額を納付しなければならない。

2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、そ

れぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代つて納付することができる。

附則第三条第一項中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十二月一日から適用する。ただし、第十五条の改正規定（「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。）は、昭和四十八年九月一日から適用する。

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第二条の二、第七条から第十一条まで、第十五条（公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。）第十七条及び附則第三条の規定は、昭和四十八年十二月一日以後に発生した事故に起因する同条例第二条の二に規定する通勤による災害について適用する。